

1．政策及び15年度重点施策等

政 策	証券取引法に基づくディスクロージャーの充実
15年度重点施策	投資家保護の観点からのディスクロージャーの継続的整備・改善（目論見書の見直し等、E D I N E Tの着実な実施）
参考指標	法令等の整備状況、E D I N E Tの利用状況（E D I N E Tによる提出会社数、ホームページ・アクセス件数）

2．政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	企業内容の情報開示が十分行われていること

3．政策の内容

有価証券報告書等の企業内容等の開示制度は、有価証券の投資判断資料の提供という証券取引の根幹を成すものであり、その効率的な運営は公正で透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護の為には必要不可欠なものです。

また、当該開示制度の電子化の推進により、発行体企業における開示手続、投資家等への企業情報の提供等の迅速化・効率化、それに伴う投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上が見込まれ、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されます。このように開示制度の電子化の必要性・公益性は極めて高いものです。

これらを踏まえ、平成15事務年度においては、証券取引法に基づくディスクロージャーの継続的整備・改善（目論見書制度の見直し等、E D I N E Tの着実な実施）を推進するため、証券取引法の一部改正等法令の整備及びE D I N E Tシステムの構築に鋭意取り組むこととしました。

4．現状分析及び外部要因

（1）目論見書制度の見直し等

平成14年12月に公表された金融審議会金融分科会第一部会報告「証券市場の改革促進」において、「目論見書の改善」については「情報開示制度のあり方」として検討すべき課題であるとされました。

また、平成14事務年度には、当該第一部会報告に基づき、企業の組織再編を活用

しやすいものとするためのディスクロージャー・ルールの整備の一環として、公開買付制度の適用除外となる株券等の買付け等の範囲の拡大を行ったところですが、当該第一部会報告では、引き続き、公開買付制度の対象となる有価証券の見直し等について、「公開買付制度のあり方」として検討すべき課題であるとされました。

金融審議会金融分科会第一部会において、このように検討すべき課題とされた「目論見書制度の見直し」及び「公開買付制度の見直し」に加え、総合規制改革会議の「規制改革推進3か年計画」等において15年度中に実施することとされた規制緩和項目について検討を行い、同第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」が取りまとめられました。金融庁においては、これを踏まえて必要な法令等の整備を行うこととしました。

(2) EDINETの着実な実施

平成9年6月の証券取引審議会の報告書において、ディスクロージャー情報へのアクセスの改善として、「ディスクロージャー情報は、何よりも、投資家に利用され、理解されなければ、適切な投資判断に貢献しない。ディスクロージャー情報へのアクセスを容易にし、市場に関連する各種の情報産業・情報サービスを育成するとの観点からは、ディスクロージャーの電子化、インターネットによる情報の提供などを実施すべきである。これらについては、システム設計のための準備が進められており、今後とも、早期実現に向けて対応を進めるべきである。」旨の提言がなされました。

また、11年3月の「規制緩和推進3か年計画(改定)」、11年12月の金融審議会金融分科会第一部会報告等において早期実施が求められたこと等を背景に、12年5月に「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律」が成立し、企業内容等の開示制度の電子化について所要の措置が講じられました。

企業内容等の開示の電子化は13年6月より順次実施されています。具体的には、13年6月においてはまず有価証券報告書・半期報告書等の開示書類の提出について、その後、14年6月においては有価証券届出書・発行登録書・公開買付届出書等について、15年6月においては大量保有報告書等について、それぞれEDINETを利用した電子媒体による提出を可能とするよう、関係政令・内閣府令等の整備及びEDINETシステムの構築を図ってきており、16年6月には有価証券報告書・有価証券届出書等の電子開示書類について、EDINETによる提出が義務化されました。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

証券取引法等法令の整備

平成 14 年 12 月に公表された金融審議会金融分科会第一部会報告「証券市場の改革促進」において検討を求められたこと等を受け、当該第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループにおいて目論見書制度や公開買付制度の見直し等について検討が行われました。

この結果、15 年 12 月に公表された金融審議会金融分科会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」において、「目論見書制度の見直し」については、投資信託の目論見書について、投資家のニーズに応じた情報入手を可能とするため、有価証券届出書の記載内容を「必ず投資家に交付する部分」、「投資家からの請求に応じて交付する追加情報」及び「公衆縦覧情報」の三部構成とする、「公開買付制度の見直し」については、迅速な企業再編の支障とならぬよう、公開買付制度の対象有価証券の見直しを図ること等が提言されました。

これらを踏まえ、目論見書の合理化等の措置を内容とする「証券取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（16 年 6 月成立）。

また、16 年 6 月 1 日から有価証券報告書、有価証券届出書等の電子開示手続について EDINET による提出が義務化されており、これに対応するため、16 年 5 月に証券取引法施行令や内閣府令等の改正を行いました。

電子開示システムの整備

平成 16 年 6 月からの開示書類等の電子媒体による提出の原則義務化を踏まえ、より安定したシステムの稼働を目指し、提出書類に対するチェック機能の強化やセキュリティ対応のほか、提出者（利用者）の利便性向上を目的としたオフラインフォーマットチェック機能（予め提出者側のパソコンにダウンロードしておくことで、提出者側の都合の良い時間帯に事前チェックを行うことが可能）等の開発に取り組みました。

(2) 評価

平成 15 事務年度においては、上述のとおり、「証券取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、投資家の信頼が得られる市場の確立の一環として、目論見書制度の見直し等ディスクロージャーの合理化を行いました。

このことにより、目論見書について投資家のニーズに応じた情報入手が可能となるとともに、発行会社、販売会社等のコストを削減することにより投資家のコスト負担

の軽減が期待されます。さらに、公開買付制度についても、手続を簡素化することにより、企業再編を促進するための改善が行われました。

また、平成 16 年 6 月からの開示書類等の E D I N E T を使用した提出の原則義務化を踏まえ、関係政令・内閣府令等の整備及び E D I N E T システムの構築が図られました。

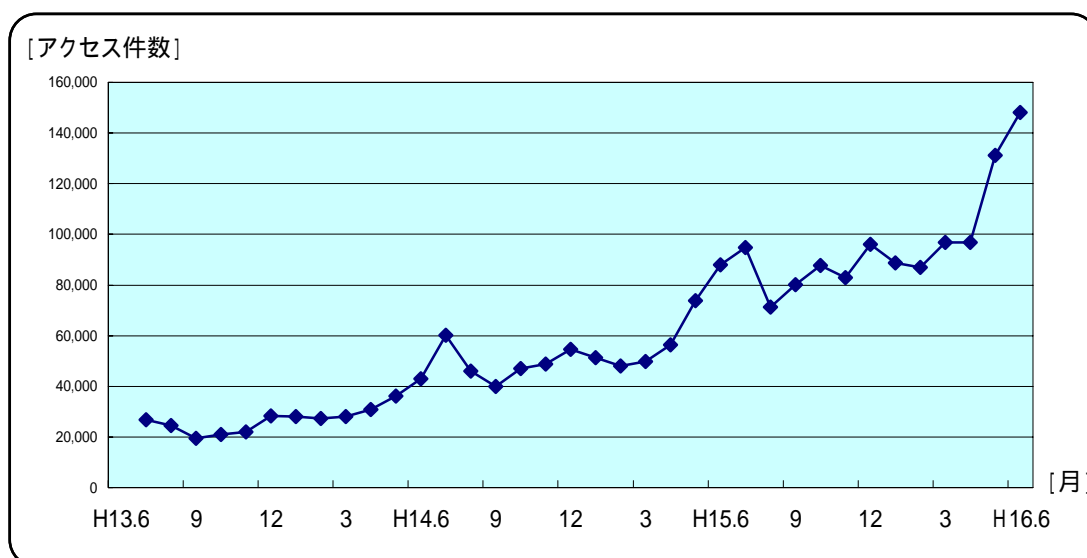
13 年 6 月の開示書類電子化の適用開始当初、E D I N E T による開示書類等の提出者数（内国会社）は約 500 社（平成 13 年 6 月末）に止まっていたが、E D I N E T システムの継続的整備・改善により、14 年 6 月末では約 1,400 社、15 年 6 月末には約 2,500 社へと増加し、更に 16 年 6 月末では 4,100 社を超えています。

また、提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じた情報公開サーバーへの月別アクセス件数も、13 事務年度（平成 13 年 7 月～14 年 6 月）の月平均は約 28,000 件、14 事務年度（14 年 7 月～15 年 6 月）は約 55,000 件、15 事務年度（15 年 7 月～16 年 6 月）は約 97,000 件と増加傾向にあり、一方で、各財務（支）局の証券閲覧室における縦覧者数をみると、平成 12 年では年間 18,000 人を超えていたものが、13 年では約 16,800 人、14 年では約 14,700 人、15 年では約 10,800 人と減少傾向にあります。

これらの状況は、企業内容等の開示書類の電子化の推進による効果を表しているものであり、これまでの取り組みに対して一定の効果が上がっているものと考えます。

他方、アクセスの増加とともに回線が混雑するといった状況も生じており、回線の増強が必要となっています。

【資料 1 インターネットによる月別アクセス件数】



6．今後の課題

(1) EDINETについては、それを使用した開示書類等の提出会社の数、情報公開サーバーへのアクセス数も増加し、利便性を向上させている一方で、実際の利用者から寄せられた様々な意見（回線が混雑していてつながりにくい等）等を踏まえ、回線の改善や印刷機能の拡充等利用者利便につながるよう努めていきます。

また、16年6月23日の金融審議会金融分科会第一部会報告において、英文開示に関する対応として、「金融庁は電子開示システム（EDINET）の整備・充実（「XBRL：eXtensible Business Reporting Language（多言語に対応した拡張型財務報告用のコンピュータ言語）」の導入等）に努める」として言及されるなど、証券取引法の開示制度の充実に関しても、平成17年度において、適時・適切に法令等の整備を行うとともに、システムの整備に取り組む必要があるため、平成16年度に引き続き、予算要求を行う必要があります。

(2) 金融庁としては、企業内容等の開示書類の電子化という証券市場のインフラ整備を行い、企業情報の迅速かつ簡易で安全な提供を行うことにより、企業情報へのアクセスの増加・投資機会の飛躍的向上、投資拡大による発行体企業の資金調達の効率性の向上が見込まれ、ひいては日本経済の活性化にも繋がるものと期待されることから、今後も企業内容等の開示書類の電子化を積極的に推進する必要があると考えています。

7．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み（ディスクロージャーの整備・改善）を進めていく必要があります。

8．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、証券取引法関係法令等の整備、企業内容等の開示書類の提出をEDINETにより行った会社数の推移、行政サービスの一環として行われているインターネットによるEDINET情報の提供に対するアクセス件数、各財務（支）局の証券閲覧室における縦覧者数、及び電子開示システムの整備状況等を参考にしつつ、把握

に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 法令の整備状況
- ・ 企業内容等の開示書類の提出をE D I N E Tにより行った会社数の推移
- ・ 行政サービスの一環として行われているインターネットによるE D I N E T情報の提供に対するアクセス件数
- ・ 各財務（支）局の証券閲覧室における縦覧者数

10. 担当部局

総務企画局 市場課 企業開示参事官室